

債券内容説明書

平成 17 年 6 月 10 日現在

第4・5回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券



独立行政法人

鉄道建設・運輸施設整備支援機構

1. 本債券内容説明書（以下、「本説明書」という。）において記載する「第4・5回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券」（以下、「本債券」という。）は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成14年12月18日法律第180号、以下、「機構法」という。）第19条に基づき、国土交通大臣の認可を受けて、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下、「当機構」という。）が発行する債券です。
2. 本債券は政府保証の付されていない公募債券です。
3. 本債券については、証券取引法（昭和23年4月13日法律第25号）第3条により同法第2章の規定が適用されず、従って、その募集について同法第4条第1項の規定による届出は行われておりません。本説明書は、本債券に対する投資家の投資判断に資するために、当機構の事業等について、並びに当機構の前身である日本鉄道建設公団（以下「旧公団」という。）及び運輸施設整備事業団（以下「旧事業団」という。）に関してそれぞれ日本鉄道建設公団法（昭和39年法律第3号、以下「旧公団法」という。）及び運輸施設整備事業団法（平成9年法律第83号、以下「旧事業団法」という。）の規定等に基づき作成された財務諸表、附属明細書、事業報告書等の既存の開示資料を抜粋又は要約して当機構が任意に作成したものであり、証券取引法第13条第1項に基づく目論見書ではありません。また、本説明書中の財務諸表については、証券取引法第193条の2に規定される監査証明は受けておりません。
なお、その他本債券の詳細については、発行要項を併せてご覧下さい。
4. 当機構の財務諸表は、「中央省庁等改革基本法」（平成10年6月12日法律第103号）第38条第3号及び「独立行政法人通則法」（平成11年7月16日法律第103号、以下「通則法」という。）第37条により原則として企業会計原則に基づき処理されるとともに、「独立行政法人会計基準」、「独立行政法人会計基準注解」（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会）、機構法、国土交通大臣の認可を受けて定めた「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構業務方法書」及び同大臣への届出が義務付けられている「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構会計規程」等に準拠して作成されます。
また、当機構の財務諸表は、通則法第38条第1項及び第2項により、毎事業年度の終了後3月以内に、監事及び会計監査人の意見を付した財務諸表を国土交通大臣に提出してその承認を受けなければならないとされております。
5. 当機構は、特殊法人等改革基本法（平成13年6月21日法律第58号）及び特殊法人等整理合理化計画（平成13年12月19日閣議決定）に基づき、旧公団及び旧事業団の業務を承継する独立行政法人として設立されました。機構法附則第2条及び第3条により、機構の成立の時に於いて解散した旧公団及び旧事業団の一切の権利及び義務は、国が承継する資産を除き、当機構が承継しております。

本説明書に関する連絡場所

横浜市中区本町六丁目50番地1 横浜アイランドタワー

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 経理資金部資金企画課

電話番号 045(222)9040

目 次

第一部 証券情報	
第 1 募集要項	2
第二部 発行者情報	
第 1 発行者の概況	
1. 主要な経営指標等の推移	14
2. 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構沿革	20
3. 事業の内容	21
4. 新幹線建設について	44
5. 民鉄線事業について	47
6. 鉄道建設業務等の概要について	50
7. 資金調達の概要	60
8. 国庫補助金、運営費交付金及び政府補助金	64
9. 行政改革関連事項について	66
10. 関係会社の状況	73
11. 役職員数の状況	73
第 2 事業の状況	
1. 業績等の概要	74
2. 対処すべき課題	101
3. 事業等のリスク	106
4. 経営上の重要な契約等	106
5. 財政状態及び経営成績の分析	106
6. 研究開発活動	109
第 3 設備の状況	
1. 設備投資等の概要	113
2. 主要な設備の状況	113
3. 設備の新設、除却等の計画	113
第 4 発行者の状況	
1. 資本金残高の推移	114
2. 役員の状況	116
3. コーポレート・ガバナンスの状況	117
第 5 経理の状況	
(鉄道建設・運輸施設整備支援機構)	
1. 財務諸表の作成方法について	120
2. 当機構の財務について	120
3. 監査証明について	120
4. 財務諸表(企業会計原則準拠)等について	120
監事意見書及び独立監査人の監査報告書(平成 15 事業年度)	123
(1) 財務諸表(平成 15 事業年度)	127
(2) 連結財務諸表(平成 15 事業年度)	276
(3) 事業報告書(平成 15 事業年度)	348
(4) 決算報告書(平成 15 事業年度)	357
(旧日本鉄道建設公団)	
1. 財務諸表の作成方法について	372
2. 旧公団の財務について	372
3. 監査証明について	373
4. 財務諸表等(特殊法人等会計処理基準準拠)について	373
監事意見書(平成 15 事業年度)	374
(1) 財務諸表(平成 15 事業年度)	375
(旧運輸施設整備事業団)	
1. 財務諸表の作成方法について	384
2. 旧事業団の財務について	384
3. 監査証明について	385

4 . 連結財務諸表について	385
5 . 財務諸表等について	385
監事意見書（平成 15 年度）	386
（ 1 ）財務諸表（平成 15 年度）	387

第 6 発行者の参考情報

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 中期目標	398
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 平成 17 年度計画	404
国土交通省独立行政法人評価委員会 平成 15 事業年度業務実績評価調書	425

注 1 : 本書中の数値は特に他の記載がない限り、平成 16 年 3 月 31 日現在のものです。

注 2 : 本書中の表は計数が四捨五入されているため、合計は計数の総和と必ずしも一致しないことがあります。

注 3 : 当機構の事業年度は、通則法第 36 条により毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとされておりますが、同条第 2 項により最初の年度は当該規定にかかわらず、その成立した日に始まり、翌年の 3 月 31 日に終わるものとされています。また、当機構の財務諸表は、通則法第 38 条第 1 項及び第 2 項により、毎事業年度の終了後 3 月以内に、監事及び会計監査人の意見を付した財務諸表を国土交通大臣に提出してその承認を受けなければならないとされております。本説明書には、当機構の平成 16 年 3 月 31 日に終了した平成 15 事業年度の財務諸表、決算附属明細書を掲載しておりますが、参考として適宜旧公団及び旧事業団の財務諸表を掲載しております。

第一部 証券情報

第1 募集要項

1. 新規発行債券（4年債）

銘 柄	第4回鉄道建設・運輸施設 整備支援機構債券	券 面 総 額	金20,000,000,000円
記名・無記名の別	無記名式	発行価額の総額	金19,994,000,000円
債 券 の 金 額	1000万円及び1億円の2種	申 込 期 間	平成17年6月10日
発 行 価 額	額面100円につき金99円97銭	申 込 証 拠 金	額面100円につき金99円97銭とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には、利息を付けない。
利 率	年0.39パーセント	払 込 期 日	平成17年6月22日
利 払 日	毎年6月20日及び12月20日	申込取扱場所	別項引受証券会社の本店及び国内各支店
償 還 期 限	平成21年6月19日	振 替 機 関 ・ 登 録 機 関 (注)	(登録機関) 株式会社みずほコーポレート銀行 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号
募 集 の 方 法	一般募集		
利 息 支 払 の 方 法	<p>1. 利息の計算期間</p> <p>(1) 本債券の利息は、発行日の翌日から償還期日までこれを付け、平成17年12月20日を第1回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後、毎年6月20日及び12月20日の2回に、各その日までの前半箇年分を支払う。</p> <p>(2) 発行日の翌日から第1回の利払期日までの期間につき利息を計算するとき及び償還の場合に半箇年に満たない利息を支払うときは、半箇年の日割をもってこれを計算する。</p> <p>(3) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。</p> <p>(4) 償還期日後は、利息を付けない。</p> <p>2. 利息の支払場所</p> <p>別記（「摘要」欄「12. 元利金支払場所」）記載のとおり。</p>		
償 還 の 方 法	<p>1. 償還価額</p> <p>額面100円につき金100円</p> <p>2. 償還の方法</p> <p>(1) 本債券の元金は、平成21年6月19日にその総額を償還する。</p> <p>(2) 償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 本債券の買入消却は、発行日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。</p> <p>3. 償還元金の支払場所</p> <p>別記（「摘要」欄「12. 元利金支払場所」）記載のとおり。</p>		
担 保	本債券の債権者は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の定めるところにより、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下、「当機構」という。）の財産について、他の債権者に先だって自己の債権の弁済を受ける権利を有する。		
取 得 格 付	取得格付	A A	
	格付機関	株式会社格付投資情報センター	
	取得月日	平成17年6月10日	

（注）本債券には、「社債等の振替に関する法律」の適用はありません。

財務上の特約	担保提供制限	該当条項なし（本債券は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。）
	その他の条項	該当条項なし
摘要	<p>1．募集の受託会社</p> <p>(1) 本債券に関する募集の受託会社（以下「募集の受託会社」という。）は、株式会社みずほコーポレート銀行及び株式会社三井住友銀行とする。</p> <p>(2) 募集の受託会社は、本債券の債権者のために本債券に基づく支払の弁済を受け、又は本債券の債権者の権利の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限及び義務を有する。</p> <p>(3) 募集の受託会社は、法令、本債券の発行要項（以下「本要項」という。）並びに当機構及び募集の受託会社との間の平成17年6月10日付第4回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券募集委託契約証書（以下「募集委託契約」という。）に定める職務を行う。</p> <p>(4) 本債券の債権者は、募集委託契約に定める募集の受託会社の権限及び義務に関するすべての規定の利益並びに募集の受託会社によるかかる権限の行使及びかかる義務の履行による利益を享受することができる。</p> <p>(5) 募集委託契約において募集の受託会社が行うとされている事務の取扱いについては、株式会社みずほコーポレート銀行を代表とする。</p> <p>2．期限の利益喪失に関する特約</p> <p>当機構は、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、本債券について期限の利益を失う。</p> <p>(1) 当機構が別記「利息支払の方法」欄第1項又は別記「償還の方法」欄第2項の規定に違背し、5営業日以内に履行又は治癒されないとき。</p> <p>(2) 当機構が発行する本債券以外の債券又はその他の借入金債務について期限の利益を喪失し、又は期限が到来したにもかかわらず5営業日以内にその弁済をすることができないとき。又は、当機構以外の債券若しくはその他の借入金債務に対して当機構が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、契約上定められた保証債務を履行すべき期間の最終日から5営業日以内にその履行がされないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が30億円を超えない場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 当機構が解散することを定める法令及び解散の期日を定める法令が公布され、かつ当機構の解散期日の1箇月前までに、本債券の債務の総額について他の法人に承継する法令が公布されていないとき。</p> <p>(4) 法令若しくは裁判所の決定により、当機構又は当機構が解散して本債券の債務を承継した法人に対して、株式会社における会社更生、会社整理、特別清算その他これらに準ずる倒産処理手続に相当する手続が開始されたとき。</p> <p>3．期限の利益喪失の公告</p> <p>前項の規定により当機構が本債券について期限の利益を喪失したときは、募集の受託会社はその旨を本欄第7項第2号に定める方法により公告する。</p> <p>4．債券の喪失等</p> <p>(1) 本債券の債券を喪失した者が、その種類、記番号及び喪失の事由等を当機構に届け出て、かつ、公示催告の手続をし、その無効宣言があった後、除権決定の確定謄本を添えて請求した場合は、当機構は、代り債券をその者に交付することができる。</p> <p>(2) 本債券の利札を喪失した場合は、代り利札はこれを交付しない。ただし、前号に準じて公示催告の手続をし、その無効宣言があった後、除権決定の確定謄本を添えて請求した場合は、支払期日が到来したのものに対してはその利息を支払う。</p>	

	<p>(3) 本債券の債券をき損又は汚染した場合は、その債券と引換えに代り債券の交付を請求することができる。ただし、真偽の鑑別が困難なときは喪失の例による。</p> <p>5. 代り債券の交付の費用 当機構は、代り債券を交付する場合は、これに要した費用を徴収する。本債券の登録を抹消して債券の交付の請求があった場合もまた同様とする。</p> <p>6. 欠缺利札の取扱 (1) 償還のために提出される本債券の債券で、その償還の日以降に支払期日が到来する利札に欠缺したものがあるときは、償還金額からその利札面金額に相当する金額を控除してその残額を支払う。 (2) 前号の利札の所持人は、本欄第12項に定める元利金支払場所にこれを提出して、その利札と引換えに利札面金額に相当する金額の支払を請求することができる。</p> <p>7. 公告の方法 (1) 本債券に関し、本債券の債権者の利害に関係を有する事項であって、募集の受託会社が債権者にこれを通知する必要があると認める事項がある場合は、これを公告する。 (2) 本債券につき公告の必要が生じた場合は、法令又は契約に別段の定めがあるものを除き、官報並びに東京都及び大阪市で発行される各1種以上の新聞紙にこれを掲載することにより行う。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。</p> <p>8. 債券原簿の公示 当機構は、その本社に債券原簿を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。</p> <p>9. 本要項の変更 (1) 当機構は、募集の受託会社と協議のうえ、本債券の債権者の利害に重大なる関係を有する事項を除き、本要項を変更することができる。 (2) 前号に基づき本要項が変更されたときは、当機構はその内容を公告する。ただし、当機構と募集の受託会社が協議のうえ不要と認めた場合は、この限りではない。</p> <p>10. 本債券の債権者集会 (1) 本債券の債権者集会（以下「債権者集会」という。）は、本債券総額につきなす支払の猶予その他本債券の債権者の利害に重大なる関係を有する事項につき決議をなすことができる。 (2) 債権者集会は、東京都において行う。 (3) 債権者集会は、当機構又は募集の受託会社がこれを招集するものとし、会日より少なくとも3週間前に債権者集会を開く旨及び会議の目的たる事項を公告する。 (4) 本債券総額の10分の1以上に当たる債権者は、その保有する本債券（又は登録内容証明書）並びに会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を募集の受託会社に提出したうえ、債権者集会の招集を請求することができる。 (5) 債権者集会においては、債権者は、募集の受託会社に提出した本債券（又は登録内容証明書）につき、額面1000万円につき1個の議決権を有するものとする。ただし、当該集会の会日の1週間前までに本債券（又は登録内容証明書）を募集の受託会社に提出しなければならない。 (6) 債権者集会の決議は、本債券総額の過半数に当たる債権者が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもってこれをなす。ただし、以下のいずれかに該当する決議をなすことはできないものとし、これらに該当する決議がなされた場合、かかる決議は効力を有しない。 債権者集会の招集の手續又はその決議の方法が法令又は本要項の定め違反するとき 決議が不当の方法によって成立したとき</p>
--	---

	<p>決議が著しく不公正なとき</p> <p>決議が本債券の債権者の一般の利益に反するとき</p> <p>(7) 本債券の債権者は、本人又はその代理人によって、債権者集会に出席することができる。当機構は、その代表者を当該集会に出席させ又は書面をもって、意見を述べることができる。本人又はその代理人が当該集会に出席しない本債券の債権者は、募集の受託会社が定めるところにしたがい、書面をもって議決権を行使することができる。</p> <p>(8) 債権者集会の決議は、本債券のすべての債権者に対し効力を有するものとし、その執行は募集の受託会社があたるものとする。</p> <p>(9) 本項第4号乃至第6号の規定は、当機構の所有する本債券については、これを除外する。</p> <p>(10) 本項の手續に要する合理的な費用は、当機構の負担とする。</p> <p>11. 募集の受託会社への事業概況等の報告</p> <p>(1) 当機構は、毎年、事業の概況、決算の概況等が記載された書類を募集の受託会社に提出する。</p> <p>(2) 募集の受託会社は、本債券の債権者の利益保護のために必要と認める場合は、法令、契約又は当機構の内部規則その他の定め反しない範囲において、当機構に対し、業務、財産状況を知るために必要な書類の提出を請求することができる。</p> <p>12. 元利金支払場所</p> <p>株式会社みずほコーポレート銀行本店及び国内各営業部</p> <p>株式会社三井住友銀行東京営業部</p> <p>みずほ証券株式会社本店</p> <p>大和証券エスエムビーシー株式会社本店</p> <p>ゴールドマン・サックス証券会社東京支店</p> <p>しんきん証券株式会社本店</p> <p>新光証券株式会社本店</p> <p>日興シティグループ証券株式会社本店</p> <p>野村證券株式会社本店</p> <p>三菱証券株式会社本店</p> <p>メリルリンチ日本証券株式会社本店</p> <p>UFJつばさ証券株式会社本店</p>
--	--

2. 債券の引受け及び債券発行事務の委託（4年債）

	引受人の氏名又は名称	住 所	引受金額	引受けの条件
債券の引受け	みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	8,400	1. 引受人は、本債券の全額につき共同して買取引受を行う。 2. 本債券の引受手数料は、総額4,000万円とする。
	大和証券エスエムビーシー株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番1号	8,400	
	ゴールドマン・サックス証券会社東京支店	東京都港区六本木六丁目10番1号	400	
	しんきん証券株式会社	東京都中央区京橋一丁目1番1号	400	
	新光証券株式会社	東京都中央区八重洲二丁目4番1号	400	
	日興シティグループ証券株式会社	東京都港区赤坂五丁目2番20号	400	
	野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	400	
	三菱証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号	400	
	メリルリンチ日本証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目4番1号	400	
	UFJつばさ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目1番3号	400	
	計		20,000	
債券発行事務の委託	債券発行事務 受託会社の名称	住 所		
	株式会社みずほコーポレート銀行 株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 東京都千代田区有楽町一丁目1番2号		

3. 新規発行債券（10年債）

銘 柄	第5回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券	券面総額	金25,000,000,000円
記名・無記名の別	無記名式	発行価額の総額	金24,990,000,000円
債券の金額	1000万円及び1億円の2種	申込期間	平成17年6月10日
発行価額	額面100円につき金99円96銭	申込証拠金	額面100円につき金99円96銭とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には、利息を付けない。
利率	年1.39パーセント	払込期日	平成17年6月22日
利払日	毎年6月20日及び12月20日	申込取扱場所	別項引受証券会社の本店及び国内各支店
償還期限	平成27年6月19日	振替機関・登録機関(注)	(登録機関) 株式会社みずほコーポレート銀行 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号
募集の方法	一般募集		
利息支払の方法	<p>1. 利息の計算期間</p> <p>(1) 本債券の利息は、発行日の翌日から償還期日までこれを付け、平成17年12月20日を第1回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後、毎年6月20日及び12月20日の2回に、各その日までの前半箇年分を支払う。</p> <p>(2) 発行日の翌日から第1回の利払期日までの期間につき利息を計算するとき及び償還の場合に半箇年に満たない利息を支払うときは、半箇年の日割をもってこれを計算する。</p> <p>(3) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。</p> <p>(4) 償還期日後は、利息を付けない。</p> <p>2. 利息の支払場所</p> <p>別記(「摘要」欄「12.元利金支払場所」)記載のとおり。</p>		
償還の方法	<p>1. 償還価額</p> <p>額面100円につき金100円</p> <p>2. 償還の方法</p> <p>(1) 本債券の元金は、平成27年6月19日にその総額を償還する。</p> <p>(2) 償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 本債券の買入消却は、発行日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。</p> <p>3. 償還元金の支払場所</p> <p>別記(「摘要」欄「12.元利金支払場所」)記載のとおり。</p>		
担保	本債券の債権者は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の定めるところにより、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構(以下、「当機構」という。)の財産について、他の債権者に先だって自己の債権の弁済を受ける権利を有する。		
取得格付	取得格付 格付機関 取得月日	<p>AA</p> <p>株式会社格付投資情報センター</p> <p>平成17年6月10日</p>	

(注) 本債券には、「社債等の振替に関する法律」の適用はありません。

財務上の特約	担保提供制限	該当条項なし（本債券は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。）
	その他の条項	該当条項なし
摘要	<p>1．募集の受託会社</p> <p>(1) 本債券に関する募集の受託会社（以下「募集の受託会社」という。）は、株式会社みずほコーポレート銀行及び株式会社三井住友銀行とする。</p> <p>(2) 募集の受託会社は、本債券の債権者のために本債券に基づく支払の弁済を受け、又は本債券の債権者の権利の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限及び義務を有する。</p> <p>(3) 募集の受託会社は、法令、本債券の発行要項（以下「本要項」という。）並びに当機構及び募集の受託会社との間の平成17年6月10日付第5回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券募集委託契約証書（以下「募集委託契約」という。）に定める職務を行う。</p> <p>(4) 本債券の債権者は、募集委託契約に定める募集の受託会社の権限及び義務に関するすべての規定の利益並びに募集の受託会社によるかかる権限の行使及びかかる義務の履行による利益を享受することができる。</p> <p>(5) 募集委託契約において募集の受託会社が行うとされている事務の取扱いについては、株式会社みずほコーポレート銀行を代表とする。</p> <p>2．期限の利益喪失に関する特約</p> <p>当機構は、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、本債券について期限の利益を失う。</p> <p>(1) 当機構が別記「利息支払の方法」欄第1項又は別記「償還の方法」欄第2項の規定に違背し、5営業日以内に履行又は治癒されないとき。</p> <p>(2) 当機構が発行する本債券以外の債券又はその他の借入金債務について期限の利益を喪失し、又は期限が到来したにもかかわらず5営業日以内にその弁済をすることができないとき。又は、当機構以外の債券若しくはその他の借入金債務に対して当機構が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、契約上定められた保証債務を履行すべき期間の最終日から5営業日以内にその履行がされないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が30億円を超えない場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 当機構が解散することを定める法令及び解散の期日を定める法令が公布され、かつ当機構の解散期日の1箇月前までに、本債券の債務の総額について他の法人に承継する法令が公布されていないとき。</p> <p>(4) 法令若しくは裁判所の決定により、当機構又は当機構が解散して本債券の債務を承継した法人に対して、株式会社における会社更生、会社整理、特別清算その他これらに準ずる倒産処理手続に相当する手続が開始されたとき。</p> <p>3．期限の利益喪失の公告</p> <p>前項の規定により当機構が本債券について期限の利益を喪失したときは、募集の受託会社はその旨を本欄第7項第2号に定める方法により公告する。</p> <p>4．債券の喪失等</p> <p>(1) 本債券の債券を喪失した者が、その種類、記番号及び喪失の事由等を当機構に届け出て、かつ、公示催告の手続をし、その無効宣言があった後、除権決定の確定謄本を添えて請求した場合は、当機構は、代り債券をその者に交付することができる。</p> <p>(2) 本債券の利札を喪失した場合は、代り利札はこれを交付しない。ただし、前号に準じて公示催告の手続をし、その無効宣言があった後、除権決定の確定謄本を添えて請求した場合は、支払期日が到来したものに対してはその利息を支払う。</p>	

	<p>(3) 本債券の債券をき損又は汚染した場合は、その債券と引換えに代り債券の交付を請求することができる。ただし、真偽の鑑別が困難なときは喪失の例による。</p> <p>5. 代り債券の交付の費用 当機構は、代り債券を交付する場合は、これに要した費用を徴収する。本債券の登録を抹消して債券の交付の請求があった場合もまた同様とする。</p> <p>6. 欠缺利札の取扱 (1) 償還のために提出される本債券の債券で、その償還の日以降に支払期日が到来する利札に欠缺したものがあるときは、償還金額からその利札面金額に相当する金額を控除してその残額を支払う。 (2) 前号の利札の所持人は、本欄第12項に定める元利金支払場所にこれを提出して、その利札と引換えに利札面金額に相当する金額の支払を請求することができる。</p> <p>7. 公告の方法 (1) 本債券に関し、本債券の債権者の利害に関係を有する事項であって、募集の受託会社が債権者にこれを通知する必要があると認める事項がある場合は、これを公告する。 (2) 本債券につき公告の必要が生じた場合は、法令又は契約に別段の定めがあるものを除き、官報並びに東京都及び大阪市で発行される各1種以上の新聞紙にこれを掲載することにより行う。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。</p> <p>8. 債券原簿の公示 当機構は、その本社に債券原簿を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。</p> <p>9. 本要項の変更 (1) 当機構は、募集の受託会社と協議のうえ、本債券の債権者の利害に重大なる関係を有する事項を除き、本要項を変更することができる。 (2) 前号に基づき本要項が変更されたときは、当機構はその内容を公告する。ただし、当機構と募集の受託会社が協議のうえ不要と認めた場合は、この限りではない。</p> <p>10. 本債券の債権者集会 (1) 本債券の債権者集会（以下「債権者集会」という。）は、本債券総額につきなす支払の猶予その他本債券の債権者の利害に重大なる関係を有する事項につき決議をなすことができる。 (2) 債権者集会は、東京都において行う。 (3) 債権者集会は、当機構又は募集の受託会社がこれを招集するものとし、会日より少なくとも3週間前に債権者集会を開く旨及び会議の目的たる事項を公告する。 (4) 本債券総額の10分の1以上に当たる債権者は、その保有する本債券（又は登録内容証明書）並びに会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を募集の受託会社に提出したうえ、債権者集会の招集を請求することができる。 (5) 債権者集会においては、債権者は、募集の受託会社に提出した本債券（又は登録内容証明書）につき、額面1000万円につき1個の議決権を有するものとする。ただし、当該集会の会日の1週間前までに本債券（又は登録内容証明書）を募集の受託会社に提出しなければならない。 (6) 債権者集会の決議は、本債券総額の過半数に当たる債権者が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもってこれをなす。ただし、以下のいずれかに該当する決議をなすことはできないものとし、これらに該当する決議がなされた場合、かかる決議は効力を有しない。 債権者集会の招集の手續又はその決議の方法が法令又は本要項の定め違反するとき 決議が不当の方法によって成立したとき</p>
--	---

	<p>決議が著しく不公正なとき</p> <p>決議が本債券の債権者の一般の利益に反するとき</p> <p>(7) 本債券の債権者は、本人又はその代理人によって、債権者集会に出席することができる。当機構は、その代表者を当該集会に出席させ又は書面をもって、意見を述べるることができる。本人又はその代理人が当該集会に出席しない本債券の債権者は、募集の受託会社が定めるところにしたがい、書面をもって議決権を行使することができる。</p> <p>(8) 債権者集会の決議は、本債券のすべての債権者に対し効力を有するものとし、その執行は募集の受託会社があたるものとする。</p> <p>(9) 本項第4号乃至第6号の規定は、当機構の所有する本債券については、これを除外する。</p> <p>(10) 本項の手續に要する合理的な費用は、当機構の負担とする。</p> <p>11. 募集の受託会社への事業概況等の報告</p> <p>(1) 当機構は、毎年、事業の概況、決算の概況等が記載された書類を募集の受託会社に提出する。</p> <p>(2) 募集の受託会社は、本債券の債権者の利益保護のために必要と認める場合は、法令、契約又は当機構の内部規則その他の定め反しない範囲において、当機構に対し、業務、財産状況を知るために必要な書類の提出を請求することができる。</p> <p>12. 元利金支払場所</p> <p>株式会社みずほコーポレート銀行本店及び国内各営業部 株式会社三井住友銀行東京営業部 みずほ証券株式会社本店 大和証券エスエムビーシー株式会社本店</p>
--	---

4. 債券の引受け及び債券発行事務の委託（10年債）

	引受人の氏名又は名称	住 所	引受金額	引受けの条件
債券の引受け	みずほ証券株式会社 大和証券エスエムビーシー株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号 東京都千代田区丸の内一丁目8番1号	百万円 12,500 12,500	1. 引受人は、本債券の全額につき共同して買取引受を行う。 2. 本債券の引受手数料は、総額7,250万円とする。
	計		25,000	
	債券発行事務受託会社の名称	住 所		
債券発行事務の受託	株式会社みずほコーポレート銀行 株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 東京都千代田区有楽町一丁目1番2号		

5. 本債券の発行により調達する資金の用途

(1) 新規発行による手取金の額

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
44,984,000,000円	141,207,263円	44,842,792,737円

(注) 上記金額は、第4回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券及び第5回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券の合計金額です。

(2) 手取金の用途

上記の手取概算額 44,842,792,737 円は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法第12条第1項第1号から第6号及び第16号に基づく業務(建設勘定)を行うために必要な資金の一部に充当する予定です。